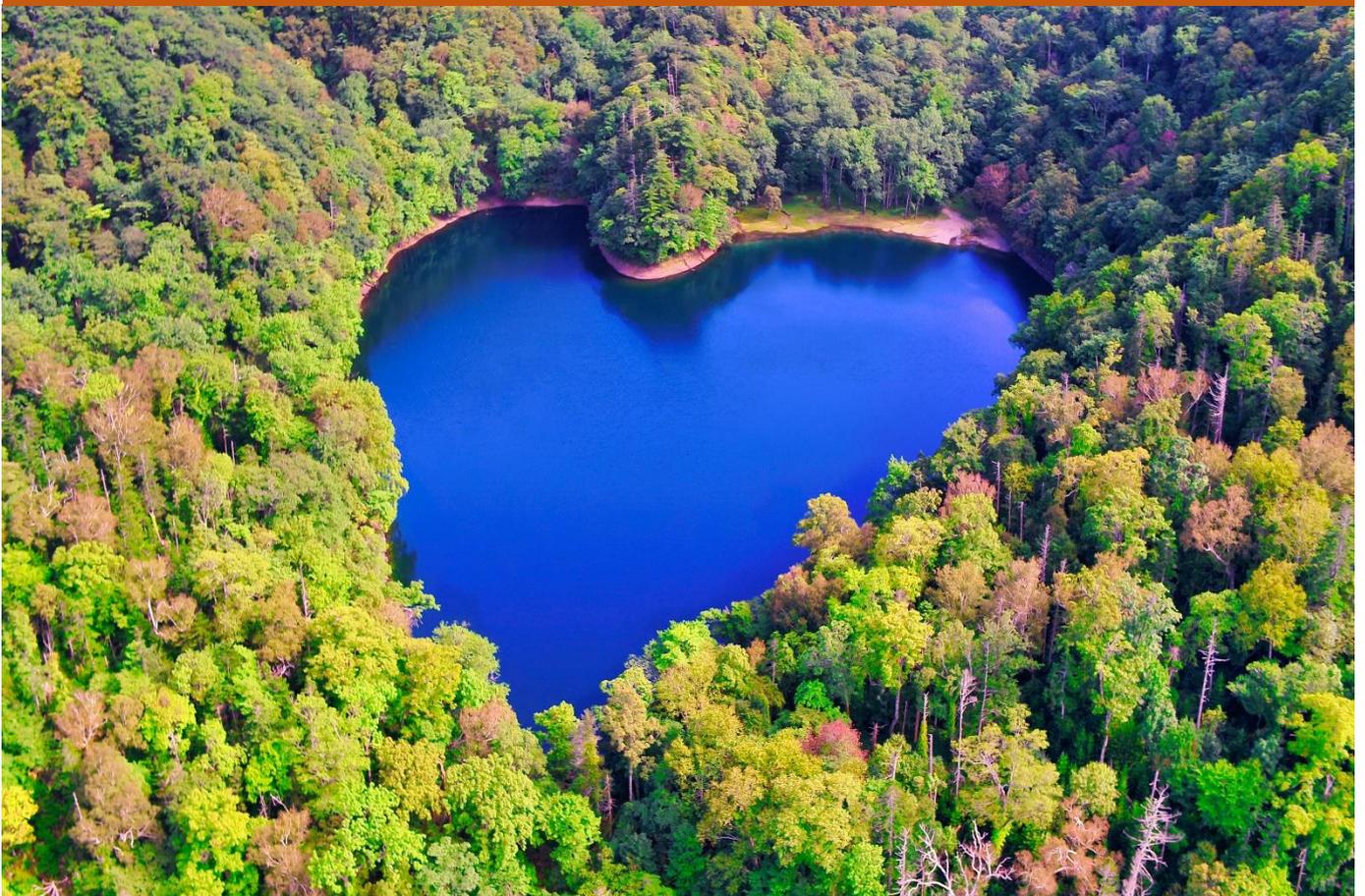


REPORT 2021

HIDAKA SHINKIN BANK
2021 Disclosure

ひだかしんきんレポート 2021



「豊似湖」(写真提供：えりも町役場)



これまでも これからも このまちで



まごころ ふれ愛

日高信用金庫

URL <http://www.shinkin.co.jp/hidaka/>



日高信用金庫とお客さまとのつながり

当金庫は、協同組織金融機関の特性と独自性を発揮して地域社会の持続的な発展に貢献していくことを基本とし、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取り組んでおります。

詳しくは、当金庫のホームページをご覧ください。

◆ 預金積金残高



◆ 貸出金残高



■ お客さまの預金について

預金積金残高 151,178 百万円 (譲渡性預金を含む)

■ 地域のお客さまにご利用頂いた貸出金について

貸出金残高 81,262 百万円 (預貸率 53.75%)

◆ 貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業種別区分	令和2年9月期		令和3年3月期		令和3年9月期	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
製造業	4,886	6.48	4,991	5.90	4,633	5.70
農業、林業	2,098	2.78	2,118	2.50	2,680	3.29
漁業	149	0.19	136	0.16	100	0.12
鉱業、採石業、砂利採取業	496	0.65	528	0.62	504	0.62
建設業	4,519	5.99	6,772	8.00	4,554	5.60
電気、ガス、熱供給、水道業	582	0.77	599	0.70	702	0.86
情報通信業	75	0.09	80	0.09	71	0.08
運輸業、郵便業	504	0.66	565	0.66	560	0.68
卸売業、小売業	4,696	6.22	4,817	5.69	4,574	5.62
金融業、保険業	1,405	1.86	1,405	1.66	1,406	1.73
不動産業	31,519	41.80	35,290	41.72	36,504	44.92
物品賃貸業	1,094	1.45	1,169	1.38	1,348	1.65
学術研究、専門・技術サービス業	516	0.68	607	0.71	538	0.66
宿泊業	504	0.66	465	0.54	440	0.54
飲食業	515	0.68	552	0.65	546	0.67
生活関連サービス業、娯楽業	851	1.12	989	1.16	807	0.99
教育、学習支援業	29	0.03	39	0.04	434	0.53
医療、福祉	1,366	1.81	1,332	1.57	1,271	1.56
その他のサービス	1,621	2.15	1,853	2.19	1,708	2.10
小計	57,433	76.17	64,316	76.03	63,392	78.00
地方公共団体	8,663	11.49	10,576	12.50	7,707	9.48
個人	9,295	12.32	9,689	11.45	10,162	12.50
合計	75,392	100.00	84,583	100.00	81,262	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 損益の状況

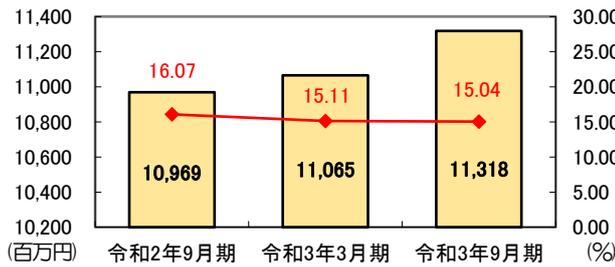
(単位：百万円)

項目	令和2年9月期	令和3年3月期	令和3年9月期
経常収益	1,089	2,161	1,109
経常費用	835	1,764	816
経常利益	253	397	293
業務純益	212	494	304
当期純利益	199	272	265

◆ 自己資本の額および自己資本比率の状況

令和3年9月期決算の自己資本の額は **113億円**と年々増加しております。

自己資本比率は **15.04%**と、金融庁が示す国内で業務を行う金融機関の基準値である4%はもとより、国際基準の8%を大きく上回る水準を維持しております。



自己資本比率算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{リスク・アセット等の額}}$$

金融機関の自己資本比率とは、リスクに応じて再計算された資産の合計額に対する自己資本の占める割合のことであり、金融機関の健全性を示す評価基準として定着しております。この数値が大きいほど健全性が高いと評価されております。

自己資本比率は、自己資本の額をリスク・アセット等の額で除して算出されますが、このリスク・アセットとは、資産（貸出金や有価証券など）に関する貸倒れの危険性の総量のこと、資産の種類ごとに一律のリスク・ウェイトを乗じて算出しております。

当金庫は、令和3年9月期決算においても安定した収益を計上することができており、自己資本の額（分子）は増加しておりますが、リスク・ウェイトが高い貸出金等が増加したことによりリスク・アセット等の額（分母）も増加しております。

それにより、自己資本比率は低下しておりますが、自己資本の額は着実に積み上げることができており、経営基盤は強化されております。

◆ 自己資本の充実度の状況について

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客さまからの普通出資金および利益剰余金等により構成されております。

【自己資本の構成に関する開示事項】

(単位：百万円・%)

項目	令和3年3月期	令和3年9月期
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,255	11,522
うち、出資金及び資本剰余金の額	359	359
うち、利益剰余金の額	10,910	11,162
うち、外部流出予定額(△)	14	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	202	195
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	202	195
コア資本に係る基礎項目の額(A)	11,457	11,717
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)の額の合計額	35	30
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	35	30
前払年金費用の額	356	368
コア資本に係る調整項目の額(B)	392	399
自己資本		
自己資本の額[(A) - (B)](C)	11,065	11,318
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,649	71,709
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△720	△720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△720	△720
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,541	3,541
リスク・アセット等の額の合計額(D)	73,191	75,251
自己資本比率		
自己資本比率[(C) ÷ (D)]	15.11	15.04

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、特別積立金の積み上げによる内部留保に努めており、その結果自己資本の充実度は高く、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策についても、毎期策定する事業計画に基づいた業務推進を通じて得られる利益による自己資本の積み上げを基本的な方針としております。

【自己資本の充実度に関する事項】

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期		令和3年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	69,649	2,785	71,709	2,868
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	70,369	2,814	72,430	2,897
地方公共団体金融機構向け	280	11	310	12
我が国の政府関係機関向け	361	14	351	14
地方三公社向け	20	0	20	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,012	200	6,019	240
法人等向け	44,954	1,798	44,702	1,788
中小企業等向け及び個人向け	6,865	274	7,283	291
抵当権付住宅ローン	982	39	616	24
不動産取得等事業向け	19	0	17	0
3ヵ月以上延滞等	35	1	33	1
取立未済手形	2	0	3	0
信用保証協会等による保証付	809	32	802	32
出資等	109	4	109	4
出資等のエクスポージャー	109	4	109	4
上記以外	10,305	412	11,533	461
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,705	148	3,705	148
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	514	20	514	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	64	2	48	1
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段にかかる5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	387	15	375	15
上記以外のエクスポージャー	5,632	225	6,888	275
②リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	611	24	627	25
ルック・スルー方式	611	24	627	25
③他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△720	△28	△720	△28
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,541	141	3,541	141
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	73,191	2,927	75,251	3,010

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\left\langle \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク相当額} \\ \text{(基礎的手法)の算定方法} \end{array} \right\rangle = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 1.5\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

◆ 有価証券の時価情報

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 3 年 3 月 期			令 和 3 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	4,600	4,671	70	4,000	4,050	50
	地 方 債	5,799	6,055	255	5,199	5,433	233
	社 債	479	484	5	455	459	4
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,879	11,210	331	9,655	9,943	288
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	111	111	△0	7	7	△0
	そ の 他	1,200	1,140	△59	1,200	1,150	△49
	小 計	1,311	1,252	△59	1,207	1,158	△49
合 計		12,191	12,463	272	10,863	11,102	239

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令 和 3 年 3 月 期			令 和 3 年 9 月 期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	29,554	27,765	1,789	32,242	30,435	1,806
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	16,972	15,850	1,121	17,687	16,617	1,069
	社 債	12,582	11,915	667	14,554	13,817	737
	そ の 他	1,656	1,624	32	1,881	1,831	50
小 計	31,211	29,390	1,821	34,123	32,266	1,856	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	87	104	△17	95	104	△9
	債 券	8,831	8,997	△166	5,794	5,870	△75
	国 債	1,564	1,599	△34	789	798	△9
	地 方 債	4,228	4,286	△57	3,638	3,664	△26
	社 債	3,037	3,112	△74	1,367	1,407	△40
	そ の 他	3,008	3,100	△91	4,065	4,200	△134
小 計	11,926	12,202	△275	9,956	10,175	△219	
合 計		43,138	41,593	1,545	44,079	42,442	1,637

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆ 金融再生法開示債権および同債権に対する引当・保全状況

(単位：百万円・%)

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等による回収見込額(C)		保全率 (B) / (A)	引当率 (D) / (A-C)
				担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
金融再生法上の不良債権	令和3年3月期	4,448	4,195	2,955	1,240	94.30	83.03
	令和3年9月期	4,152	3,954	2,721	1,232	95.23	86.16
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和3年3月期	702	702	112	589	100.00	100.00
	令和3年9月期	688	688	91	596	100.00	100.00
危険債権	令和3年3月期	3,613	3,420	2,790	630	94.67	76.62
	令和3年9月期	3,398	3,206	2,580	626	94.33	76.48
要管理債権	令和3年3月期	132	71	51	19	54.01	24.59
	令和3年9月期	64	59	49	9	91.56	64.01
正常債権	令和3年3月期	80,334					
	令和3年9月期	77,316					
合 計	令和3年3月期	84,782					
	令和3年9月期	81,468					

(注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

創立 100 周年記念事業

創立 100 周年を迎えた当金庫は、地域の皆さまへの感謝を込めて、下記の事業を実施しました。

社会福祉事業

子供たちの考える力や想像力を高める一助となれるよう、児童図書を各町へ寄贈する「ひだかしんきん文庫」事業を実施しました。



▲新冠町（レ・コード館 図書プラザ）



▲様似町（町立様似図書館）

他の寄贈先：新ひだか町、浦河町、えりも町、広尾町

創立 90 周年からの継続事業として、各町へ福祉用具等を寄贈しました。



▲新ひだか町（幼児用具）



▲浦河町（幼児用具）



▲えりも町（パーティション）

他の寄贈先：新冠町（ポータブル緊急電源）、様似町（幼児用具）、広尾町（非接触型検温消毒器）

記念植樹・桜

創立 90 周年からの継続事業である植樹を、「記念植樹・桜」として実施しました。



▲浦河町（うらかわ優駿ビレッジ AERU 中庭）



▲様似町（栄町）



▲えりも町（庶野さくら公園）

（※新冠町、新ひだか町、広尾町は 10 月以降に実施予定）

クリーンアップデー

地域への感謝のひとつとして、役職員全員で営業エリアの道路沿いや河川敷の清掃を行いました。



▲新ひだか町



▲広尾町



▲札幌市

お客さま感謝デー・信用金庫の日

当金庫の創立記念日である4月13日に「お客さま感謝デー」を実施し、常勤役員および店舗長が来店者へ記念品の紅白まんじゅうなどを贈呈しました。

6月15日には、全国統一「信用金庫の日」として、職員が創立100周年記念ポロシャツを着用し、営業店では店舗長らが来店者へスプラウトブック（野菜の種）を配布しました。



▲お客さま感謝デー（本店営業部）



▲信用金庫の日（えりも支店）

地域応援企画「なないろチケット」

7月1日～9月30日に販売した「第33回懸賞金付定期預金」では、従来からの懸賞金に加え、当企画にご賛同いただいた7町（新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町・広尾町・大樹町）の飲食店および宿泊施設等173店舗で利用できる「なないろチケット」を抽選で550名の方に進呈しました。

第33回 懸賞金付定期預金
New! スーパーチャンス
1等 懸賞金額 700,000円
2等 懸賞金額 1,022,000円
3等 懸賞金額 100,000円
4等 懸賞金額 50,000円
5等 懸賞金額 10,000円
6等 懸賞金額 5,000円
7等 懸賞金額 1,000円
8等 懸賞金額 500円
9等 懸賞金額 100円
10等 懸賞金額 50円
11等 懸賞金額 10円
12等 懸賞金額 5円
13等 懸賞金額 1円
14等 懸賞金額 500円
15等 懸賞金額 100円
16等 懸賞金額 50円
17等 懸賞金額 10円
18等 懸賞金額 5円
19等 懸賞金額 1円
20等 懸賞金額 500円
21等 懸賞金額 100円
22等 懸賞金額 50円
23等 懸賞金額 10円
24等 懸賞金額 5円
25等 懸賞金額 1円

100周年記念
フォトコンテスト
応募総数 125点の中から入賞作品に選ばれた18作品を、当金庫本支店のロビーで展示しました。

フォトコンテスト

地域の観光資源や魅力を発信するため、新冠町から大樹町までのエリアの魅力を伝える写真を募集しました。応募総数125点の中から入賞作品に選ばれた18作品を、当金庫本支店のロビーで展示しました。

新規創業者向け助成金

7町（新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町・広尾町・大樹町）で新たに事業を始める方や、他の地域から活動拠点を移す方をサポートする、新規創業者向け助成金事業を実施しております。

新規創業者向け助成金
● 対象事業種別 (中小企業・個人事業主)
● 対象地域 (新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、広尾町、大樹町)
● 助成金額
● 申請期間
● 必要書類
● 申請方法
● 審査の流れ

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情などの解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

【日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課】 住所：浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2 Tel. 0120-078-390

●受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

●受付媒体：電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

【全国しんきん相談所】

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号：03-3517-5825

●受付時間：信用金庫営業日の午前9時～午後5時

【北海道地区しんきん相談所】

住所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
電話番号：011-221-3273

●受付媒体：電話、手紙、面談

札幌弁護士会(電話：011-251-7730)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

※詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

店舗・ATMコーナーのご案内

■店舗のご案内

店舗名	住所	電話番号	ATM営業時間		
			平日	土曜日	日曜・祝日
本店営業部	〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2	(0146) 22-4111	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
堺町支店	〒057-0034 浦河郡浦河町堺町西1丁目83番59号	(0146) 22-5611	8:45~18:00	9:00~17:00	—
静内支店	〒056-0016 日高郡新ひだか町静内本町1丁目1番15号	(0146) 42-1531	8:45~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00
三石支店	〒059-3108 日高郡新ひだか町三石本町197番地23	(0146) 33-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—
様似支店	〒058-0014 様似郡様似町大通2丁目35番地2	(0146) 36-2341	8:45~18:00	9:00~17:00	—
えりも支店	〒058-0204 幌泉郡えりも町字本町170番地1	(01466) 2-2311	8:45~18:00	9:00~17:00	—
広尾支店	〒089-2615 広尾郡広尾町本通8丁目7番地の1	(01558) 2-3161	8:45~18:00	9:00~17:00	—
札幌支店	〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地4 大樹生命札幌共同ビル4階	(011) 200-7070	—	—	—

■店外ATM設置場所

名称	住所	ATM営業時間			
		平日	土曜日	日曜日	祝日
浦河町役場内	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	9:00~16:00	—	—	—
浦河赤十字病院内	浦河郡浦河町東町ちのみ1丁目2番1号	9:00~18:00	—	—	—
浦河町パセオ堺町店内	浦河郡浦河町堺町東6丁目493	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
マックスバリュ静内店内	日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1-69	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

